

県立川崎図書館の移転に関する意見書

昭和33年に川崎区に開館した県立川崎図書館は、京浜工業地帯の近くに立地している特色を生かし、産業技術や自然科学の分野を中心とした25万冊余りの図書のほか、知的財産権に関する資料や各国の化学会誌など、科学・産業技術系やビジネス支援等の図書を豊富に所蔵し、また、国内最大級の1万7,000冊を超える社史を所蔵するなど、他の公立図書館と一線を画している。

平成29年度末までに移転する予定の県立川崎図書館について、県知事は、平成25年12月の県議会本会議において、交通の利便性が高く、かつ、バイオテクノロジーやICTなどの先端技術産業が集積し、県の科学技術拠点である高津区のかながわサイエンスパーク(KSP)へ移転させる方針を明らかにするとともに、県立川崎図書館とKSPに入居する神奈川科学技術アカデミーの機能を融合させるなど、産業の活性化につながる図書館となるよう努めるとした。

県立川崎図書館は、蔵書の豊富さに加え、先端技術や特許に関わる情報提供など、産業支援につながる機能も有しており、産業都市として発展を遂げ、先端技術を有する企業や研究機関の集積を進める本市において、県立川崎図書館の機能を維持し、本市と協議を重ねながら再整備を図ることは、県内産業の一層の活性化に寄与するものである。

よって、県におかれては、県立川崎図書館のKSP等への移転について、本市との具体的な協議の場を設け、当該図書館の機能を存続させるとともに、市民を始め利用者の利便性に十分配慮されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書

平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、女性の職業生活においては、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境が整備されることとなった。

しかしながら、女性の健康については、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策や、女性の就業等の増加、婚姻を巡る変化、平均寿命の伸長等、社会的要素の変化に応じた健康に関わる問題に対する対策が十分に行われているとは言えない。

現在、本市においては、市立中学校において保健分野で学んだ知識を活用し、女性一人ひとりのライフスタイルに生かせるよう、各区保健福祉センターと連携して講演会を実施し、妊娠適齢期や命、性に関する学習を行うなど、独自の取組を実施している。

このような取組を通じて女性が、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようになることは、人生の各段階における女性の自己実現を促進し、社会参加を後押しすることにつながるものであり、そのためにも、人生の各段階における女性特有の心身の状態や社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に的確に応じた包括的な支援が求められる。

よって、国におかれては、女性の健康の包括的支援に関する法律を早期に成立させ、女性の健康支援対策を総合的かつ計画的に推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
文部科学大臣
厚生労働大臣
女性活躍担当大臣

意見書案第 4 号

社会的養護を必要とする子どもの健全な養育環境の整備を求める意見書

平成 6 年に我が国が批准した国際連合の児童の権利に関する条約に基づき、あらゆる子どもは、全ての権利を同等に有し、健全に養育を受ける権利を保障されなければならないが、残念ながら、虐待やネグレクトなどにより保護を要する子どもは年々増え続けている。

社会的養護を必要とする子どものうち、里親等の家庭的養護が行われているのは約 15%に過ぎず、全国で約 3 万人を超える子どもが児童養護施設や乳児院での生活となっている。

制度が異なるため単純な比較はできないが、厚生労働省の資料によれば、平成 22 年前後の状況において、欧米主要国では、おおむね半数以上が家庭的養護であり、また、国際連合の児童の代替的養護に関する指針でも、幼い児童、特に 3 歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきとされている。

また、政府は、平成 23 年 7 月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれおおむね 3 分の 1 ずつにする目標を示しており、本市でも平成 27 年 3 月に社会的養護の推進に向けた基本方針を策定するなど、各自治体で取組が始められているが、目標の達成のためには新たな制度の導入など、国の積極的な取組・支援が不可欠である。

よって、国におかれては、全ての子どもが、安全で安定した家庭で適切に養育され、発達し、自立を保障される権利を有することに鑑み、「社会的養護の課題と将来像」に示された目標の達成に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 様々な事情で産みの親と生活のできない子どもが、家庭的な環境の中で健やかに育つことができるよう、児童相談所の体制強化や役割の見直しを始めとする児童福祉法の早急な改正を行うこと。
- 2 養子縁組・里親支援に関する民間団体の活用に当たっては許認可制を導入し、健全な団体育成を進めるとともに、養子縁組・里親支援に関する評価機関を設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

国民健康保険の国庫負担金減額調整措置及び福祉医療費助成に関する意見書

現在、全国の自治体が、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう、医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。

自治体が単独で行っている医療費助成制度について、国は、自己負担の減額を行うことが、医療費の増大につながるとし、助成制度を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額している。

一方、昨年、閣議決定した少子化社会対策大綱には、これまで以上に少子化対策の充実を図ると明記されており、居住地による医療費助成の格差解消や、国による統一的な医療費助成制度の創設を求める声が全国的に高まっている中、全国市長会においても、国の制度創設を強く求めている。

よって、国におかれては、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 自治体単独事業による子どもの医療費助成のほか、重度障害者、ひとり親家庭等の福祉医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を廃止すること。
- 2 子どもを始めとして、重度障害者、ひとり親家庭等の医療費助成制度を自治体任せにせず、国による統一的な医療費助成制度の創設をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 6 号

企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 28 年 3 月 14 日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

提出者	川崎市議会議員	市 古 映 美
	〃	石 田 和 子
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	宗 田 裕 之
	〃	片 柳 進

企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書

安倍内閣の甘利明前経済再生担当大臣は、建設会社と独立行政法人都市再生機構（ＵＲ都市機構）との補償交渉の口利きを依頼され、建設会社側から平成２５年１１月に大臣室で５０万円、平成２６年２月に地元事務所で５０万円の計１００万円を受け取っていたことを認め、また、秘書が建設会社側から受け取った５００万円のうち、３００万円については政治資金収支報告書への記載を欠き、個人的に消費したことへの監督責任を認め、今年１月２８日に大臣を辞任した。

今回の行為は、国会議員や秘書が、国が出資する団体からトラブル処理などを口利きした見返りに報酬を受け取ることを禁じている、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律に違反している疑いが強く、改めて企業・団体献金の害悪が浮き彫りになった。

そもそも政治家と企業が癒着した金権政治が問題となる中、平成１２年に、政治家個人への企業・団体献金が禁止され、税金で政治活動を支えることで不透明な政治献金をなくすことを目的に導入したのが政党助成制度である。

しかしながら、政党本部や政党支部への献金はいまだ認められ、中でも政党支部は、政治家が企業・団体献金を受け取る新たな財布となり、平成２６年の政治資金収支報告書によると、自由民主党の政治資金団体である一般財団法人国民政治協会は２６億円以上の企業・団体献金を集めるなど、日本共産党を除く政党・政治団体が集めた企業・団体献金は約１００億円にも上っている。

国の政策や事業が、献金をする企業・団体と政治家との癒着でゆがめられることは絶対にあってはならないことは当然であり、一刻も早い企業・団体献金の全面禁止が不可欠である。

よって、国におかれては、政治と金の癒着の根を絶つためにも、企業・団体献金の全面禁止を求める企業・団体献金禁止法（仮称）を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 宛て
内閣総理大臣
総務大臣